

銅および鉛は国際情勢の変化によって、国内の需給関係が鋭敏に左右される資材である。したがってこれらの資材を主材料とするケーブル類の質的・量的・時期的確保の方策を日常樹立しておく必要がある。この見地からケーブルくずのうちケーブル計算で比較的正确に、売却価格を算出できるものを、継続的にケーブル類を納入している、古河電気工業株式会社外6社にケーブル類の納入量に応じて随意契約により売却し、テーブル計算による売却価格の算定が比較困難なものは、公開競争入札により売却している。31年度の内訳はつぎのとおりである。

契 約 区 分	数 量	金 額
随 意 契 約	2,454 ^t	359,810,965 ^円
公 開 競 争 契 約	237	38,025,553
計	2,691	397,836,518

(イ) 銅くず

(単位 千円)

出			残 高	
却	計			
	(D+E)=F		(C-F)=G	
売却代価	数	量 代 価	数 量	代 価
106,114	655	12,689	(43) 50	(4,186) 4,986
17,271	208	3,775	(85) 143	(7,031) 8,052
115,142	207	19,377	(12) 56	(909) 4,622
1,377	5,175,759	53,524	(370,604) 1,599,562	(3,632) 15,944
1,426	27,605	261	(2,859) 55,677	(28) 576
1,669,969	87,300,693	723,516	25,563,697	214,397
	2,226,515	12,840	(12,178,176) 12,754,511	(63,176) 63,925
29,722		19,733		18,678
1,699,691	89,527,208	756,089	38,318,208	297,000
144,819	3,864,655	51,379	(3,123,314) 5,926,908	(40,287) 76,717
37,636	132,492	13,170	(12,805) 85,744	(1,290) 8,586
81,514	406,241	52,712	(5,965) 126,747	(773) 16,441
430,966	1,501,291	180,056	(257,479) 1,288,046	(30,809) 155,219
393,025	2,755,558	96,493	(399,145) 1,961,626	(13,968) 68,837
19,419	72,925	2,300	(157,011) 487,547	(4,346) 14,965
412,444	2,828,483	98,793	2,449,173	83,802
28,518	450,802	23,318	(25,251) 321,283	(1,526) 16,511
3,076,918		1,265,143		(176,587) 688,456

銅くずのうち特号銅線くずは電線類購入の際の特約条件により、その電線製作に必要な数量を随意契約で売却し、その他は公開競争契約により売却している。31年度の銅くずの売却実績はつぎのとおりである。

契 約 区 分	数 量	金 額
随 意 契 約	784 ^t	296,128,050 ^円
公 開 競 争 契 約	423	168,762,835
計	1,207	464,890,885

(ウ) リターンの方法として、交付材料として取扱うか売却方式によって処理するか2つの考え方があるが、いずれにも一長一短があるので、国鉄の現状より見て、売却方式によることがよりよいと考えられる。

エ 古ルール

(ウ) 古ルールの31年度売却契約実績はつぎのとおりである。

用 途 別			
坑 枠 用	敷 設 用	請 願 側 線 そ の 他	計
14,747 ^t	3,951 ^t	3,226 ^t	21,924 ^t

(イ) 売却価格

トン当り売却価格(溶解用を除く)は昭和31・10・22に、従来の売却価格を改訂して、敷設用35,000円、坑わく用34,000円に改めた。昭和28年度以降、坑わく用I型鋼の価格を基礎として、新品ルール建値および鋼くず価格を勘案して売却価格を算定していたが、31・10・22より、新品ルールの建値および鋼くずの価格を基礎にして算定する従前の算定方法を採用した。なお敷設用古ルールが坑わく用に比して1,000円高であるが、これは敷設用は下見を許し、買受者から使用可能の回答があってから売却するので、坑わく用より幾分程度の良い物を引渡すことになるからである。

(ウ) 売却区分

すべて随意契約によっている。国鉄不用古ルールの発生量に比して炭坑、民鉄、側線の請願者等の必要量は大きく上回っているし、一方古ルールの市場価格は、国鉄の古ルール売却価格が基準となっている現状である。したがって国鉄としては、適正な価格で古ルールを随意契約で売却することが有利であり、他方古ルールのおもな需要家である炭坑、民鉄、側線の請願者にとっても、古ルールの使用計画がたて易い利便があるので、随意契約により売却することにしたのである。

(7) 売却契約実績

昭和26年度以降の売却契約実績は次表のとおりである。

売却契約実績

年 度 別	契 約 実 績		
	本 社	地 方 資 材 部	計
昭和26年	3,245,567 ^{千円}	392,749 ^{千円}	3,638,316 ^{千円}
27	3,648,271	563,932	4,212,203
28	4,248,354	517,412	4,765,766
29	3,506,799	464,199	3,970,998
30	4,385,155	671,431	5,056,589
31	4,077,024	745,715	4,822,739
計	23,111,170	3,355,441	26,466,611

(山中義章・梅沢 進)

ぶっぴんめいしょうかん 物品名称鑑 鉄道で使用する物品の品名、単位、調達区分、運用区分および売却区分を示したもので、国鉄では鉄道物品事務規程(第4条)にもとづいて定めら